

2023年6月改訂(第2版)

貯法 気密容器、室温保存

承認指導書番号	元動葉第953号
販売開始	1988年10月

動物用医薬品 使用基準

クリアキル®-200

殺菌消毒剤(家畜伝染病予防法指定消毒薬含有製剤)

塩化ジデシルジメチルアンモニウム20%(W/V)含有液剤

【成分及び分量】

本品100mL中

有効成分	含量
塩化ジデシルジメチルアンモニウム(80W/V%)液 (塩化ジデシルジメチルアンモニウムとして)	25.0 g (20.0 g)

【效能又は効果】

I 畜産領域

- 畜・鶏舎の消毒
- 獣用器具・ふ卵器具の消毒
- 畜・鶏体の消毒
- 乳房・乳頭の消毒
- 種卵の消毒
- 伝染病発生時の鶏の飲水の消毒
- 発泡ノズルを用いた畜・鶏舎の発泡消毒

【用法及び用量】

I 畜産領域

1. 畜・鶏舎

有効成分として0.005~0.02%となるよう水又は湯温で希釈した液(1000~4000倍希釈液)。若しくは希釈した液に水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムを0.05~0.1%濃度となるよう添加・溶解した液を床面又は壁に適量散布するか又は適宜噴霧するか又はそれらの液で洗浄若しくは清拭する。

2. 犬が認められるウイルス類を対象とした畜・鶏舎の消毒

有効成分として0.005~0.02%となるよう水又は湯温で希釈した液(1000~4000倍希釈液)に水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムを0.05~0.1%濃度となるよう添加・溶解した液を床面又は壁に適量散布するか又は適宜噴霧するか又はそれらの液で洗浄若しくは清拭する。

3. 採卵器具・卵器器具

有効成分として0.005~0.02%となる水溶液(1000~4000倍希釈液)を適量散布するか又は同濃度の水溶液で洗浄若しくは清拭する。

4. 畜・鶏体

有効成分として0.005~0.02%となる水溶液(1000~4000倍希釈液)を畜・鶏体に直接噴霧する。畜体表面の真菌の消毒には有効成分として0.05~0.1%となる湯液(200~400倍希釈液)を適量噴霧する。

5. 乳房・乳頭

有効成分

として0.005~0.01%となる水溶液(2000~4000倍希釈液)で清拭又は洗浄する。

6. 種卵頭部

有効成分として0.005~0.02%となる水溶液(1000~4000倍希釈液)を噴霧するか又は有効成分として0.02~0.04%となる水溶液(500~1000倍希釈液)で清拭する。

7. 伝染病発生時の鶏の飲水の消毒

有効成分として0.00125~0.00167%(12000~16000倍希釈液)となるように鶏の飲水に希釈して用いる。

8. 発泡ノズルを用いた畜・鶏舎の発泡消毒

有効成分として0.1~0.2%となる水溶液(100~200倍希釈液)を、発泡ノズルを用いて均一に散らす。

II 家畜診療領域

1. 器具・器械

有効成分として0.01~0.02%となる水溶液(1000~2000倍希釈液)で30分以上浸漬するか又は有効成分として0.02~0.1%となる水溶液(200~1000倍希釈液)で清拭する。

2. 外部部位

有効成分として0.005~0.025%となる水溶液(800~4000倍希釈液)で適宜湿布、清拭又は洗浄する。

3. 手術部位

有効成分として0.005~0.025%となる水溶液(800~4000倍希釈液)で適宜清拭又は洗浄する。

<休薬期間>

本剤を畜・鶏体の直接噴霧に使用する場合は、本剤投与後、下記の期間は食用に供する目的で出荷等を行わないこと。

牛、馬、豚、鶏・山羊:5日間 鶏:3日間

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- 本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- 本剤を畜・鶏体に直接噴霧する場合は、本剤投与後、下記の期間は食用に供する目的で出荷等を行わないこと。

牛、馬、豚、鶏・山羊:5日間

鶏:3日間

・本剤を鶏の飲水の消毒に使用する場合は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意: 本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき(鶏の飲水添加)の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品までの、使用対象動物(鶏)について上記(鶏の飲水添加)の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

鶏:食用に供するためにと殺する前5日間

(使用者に対する注意)

- 散布は噴霧霧の中には、マスク、メガネ、ゴム手袋等の保護具を使用して、薬液を吸い込んだり、直接触れないように注意すること。
- 原液及び希釈液が皮膚、眼、飲食物、飼料、被服、小児の玩具等に直接かかるないように注意すること。特に発泡消毒で用いる希釈液は、他の用法で用いる希釈液よりも濃度が高いので、十分注意すること。
- 水酸化トリウム又は水酸化カリウムを添加・溶解する場合には、ゴム手袋をはめて、水酸化トリウム又は水酸化カリウムに直接手が触れないようにすること。万一、眼に入った場合は、直ちに多量の水で洗ったのち医師の処置を受けること。

(対象動物に関する注意)

- 本剤は、畜病発生時の飲水消毒以外、経口投与しないこと。
- 搾乳直前の乳房・乳頭の消毒は避けること。
- 手術部位等の消毒箇所を密封包帯するとかぶれがあることががあるので、通気性を十分考慮すること。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・発泡消毒を行う場合、被消毒面が均一に泡で覆われるよう散布し、泡の保持時間が床等の水平面で30分程度、壁等垂直面で1~2分程度以上となるように被消毒面に付着させること。

(期限超過したものは使用しないこと)

- ・有機物質等(糞、尿等の汚物、血液、血清、牛乳等)は、本剤の消毒効果を減弱させるので、水で十分に清拭又は洗浄して有機物質等を除去してから使用すること。

・希釈液は使用の都度調製すること。又、希釈液に水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムを添加・溶解する場合は、時間の経過とともに大気中の炭酸ガスを吸収してアルカリ性が弱まるので、速やかに使いきること。

・希釈液を調製する場合には、次の点に注意すること。

- ①原液は、油脂や他の薬品類と直接接觸させないこと。
- ②鉄、亜鉛、ブリキ等の金属器具を腐食させることがあるので、プラスチック製又はステンレス製の容器等で調製すること。

・調製・使用する容器は、必ず十分に水洗しておくこと。

・他の殺虫剤や消毒剤と混用しないこと。

・手術器具は、消毒後、水で十分に洗浄し、牛乳中に薬剤が混入しないようにすること。

・大量的薬液は、活動汚泥法による汚水処理施設等に流入しないよう注意すること。

・薬液が魚類の生息する河川等に直接流入しないよう注意すること。

・小児の手の届かないところに保管すること。

・誤用を避けて、品質を保持するために、他の容器に入れ替えないこと。

・開封後は密栓して保管すること。

・使い残しや容器は危険のない所で安全に処理すること。

・使用済みの容器等は、地方公共団体条例等に従い処分すること。

・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・原液及び希釈液を誤飲しないように注意すること。万一、誤飲した場合は大量の牛乳もしくは水を飲ませ、この薬を飲んだと現物を示すか、ラベルの表示を写しそして示し、速やかに医師の処置を受けること。

・皮膚に付着した場合には、水でよく洗うこと。万一、眼に入った場合は多量の水で洗ったのち、速やかに医師の処置を受けること。

・アルギン体質者等で、発赤、搔痒感等の過敏症状が現れた場合には、直ちに使用を中止すること。

【製品情報お問い合わせ先】

共立製薬株式会社 学術

〒102-0073

東京都千代田区九段北一丁目11番5号

TEL:03-3264-7559

注意—使用基準の定めるところにより使用すること

製造販売業者

 共立製薬株式会社
東京都千代田区九段南1-6-5
④ 会員登録

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayou/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。

製造番号:

使用期限: